

養護老人ホームあやめ寮ナースコール改修事業
仕様書

令和7年5月
下越福祉行政組合

目 次

1	概要		
1-1	目的	2
1-2	業務の場所	2
1-3	業務期間	2
1-4	業務の内容	2
2	施工条件		
2-1	共通事項		
2-1-1	工事内容	2
2-1-2	作業日程	2
2-1-3	工事の実施について	2
2-1-4	発生材	3
2-2	運用体制		
2-2-1	品質・性能条件	3
3	ナースコールの要件	3
4	その他	4

参考資料： 図面（現行のナースコール設備）

1 概要

本仕様書は養護老人ホームあやめ寮に設置されているナースコール及び周辺機器の改修工事及び既存機器の撤去について、仕様を規定するものである。

1-1 目的

本工事は、ナースコールシステム及び携帯端末設備の老朽化に伴う入れ替えを行い、迅速な介護体制を構築し、職員の業務負担の軽減と業務の効率化を図り、利用者へのサービス向上を実現することを目的とする。

1-2 業務の場所

養護老人ホーム あやめ寮

(1) 敷地の概要

- ・所在地 新潟県新発田市豊町 地内
- ・敷地面積 9,430.96m²

(2) 建物概要

- ・建築構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・竣工年 平成18年
- ・延床面積 基本施設 3,166.24m² 地域交流スペース 195.63m²
- ・居室数 80室

1-3 業務期間

契約締結の日から 令和9年3月18日

1-4 業務の内容

- (1) ナースコールシステム及び携帯端末設備 一式
- (2) その他、必要な配線 一式

2 施工条件

2-1 共通事項

2-1-1 工事内容

- (1) ナースコール設備の電源工事、配線工事、機器の設置・接続・運用設定・試験・調整を行うこと。
- (2) 既存のナースコールシステムと同様の手法で更新する場合は、電話設備を併せて更新すること。
- (3) 携帯端末はナースコール設備と連動し防水機能を持つこと。
- (4) 既存の通信機器との連携を併せて行う場合は、環境設定も行うこと。
- (5) 周辺機器は適宜、指定の場所へ設置又は収容すること。
- (6) 納入物品等の取扱説明書を用意するとともに、説明を求められた時はこれに応じること。また、納期までにナースコール設備の操作実施者を対象とした操作説明会を行うこと。
- (7) 工事・構築に係わる材料（端子・ケーブル等）も用意すること。

2-1-2 作業日程

事前に十分協議し了承を得て作業を実施すること。なお作業時間に関しては作業時間を8時30分～17時とする。

2-1-3 工事の実施について

- (1) 本工事は執務並行改修となる。工事を実施する際には、日中の作業時間の制限や安全対策（防塵、防音、隔離等）を講じ、利用者の生活環境を維持しつつ、施設の運営に対する影響

を最小限に抑えるよう努めること。また、夜間の時間帯においてナースコール設備の機能停止がないようにすること。

- (2) 事業者は、工程計画について事前に十分な打合せを行い、決められた計画で作業を実施すること。
- (3) 本工事で導入する機器については、着手前にメーカーリスト、納品仕様書を提出し、了承を得ること。
- (4) ナースコール設備及び携帯端末設備に関し、既存設備からの切り替えに伴う機能停止は必要最低限とすること。
- (5) 既存設備等との接続にあたっては、既存設備等に損傷を与えないように行うものとし、損傷を与えた場合は速やかに連絡するとともに事業者の責任において、これを修理又は取り換えること。
- (6) 作業員等は施設立入前に体温測定を行い、体温が37.5℃以上であった場合は立入を禁ずる。
- (7) 施設内ではマスクを必ず着用する。マスクは事業者にて準備すること。
- (8) 本事業で導入する設備は、設備毎に運用設定・試験・調整を行い、仕様書で定めた性能・機能が発揮されることを確認すること。
- (9) 塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう施工する。その他詳細については、了承を得ること。
- (10) 各ケーブルには、行き先・線種を明示する。また、他の配線との誘導障害についても十分に考慮すること。
- (11) 配線盤・端子盤等についても、行き先別に整然と整理し、将来の増設等の施工が容易になるよう配慮すること。
- (12) 既存設備撤去等に伴う壁面等の補修は、本工事の責任において既存にならい補修すること。ただし、既存設備の経年使用による天井、壁面、床面の汚れの清掃は不要とする。
- (13) 本工事は、仕様書の他、電気通信事業法に定める技術基準に基づいて施工する。
- (14) 設備の設置に際しては、各メーカーの据付要領等に従うこと。
- (15) 不要となった機器及び配線等の撤去と処分を行うこと。

2-1-4 発生材

発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。

2-2 運用体制

2-2-1 品質・性能条件

原則、24 時間 365 日稼動が可能なシステムとする。

3 ナースコールの要件

(1) ナースコール親機

- ・通話単位 1 ベッド1チャンネル方式（ベッド毎の通話）とする。
- ・通話路数 ナースコール親機 1 台あたり、同時通話路を 4 通話路以上確保すること（携帯端末は 4 台以上とする）
- ・親機の選定 壁付けボード型、卓上型又はPC型とし即座にコールに対して対応可能な機器とすること。

(2) ナースコール子機・呼出ボタン

- ・居室（80 か所）・静養室（2 か所） 押しボタン型とし、コールすると親機との通話及びコールバックが可能であること。
- ・トイレ（33 か所）・浴室（3 か所） 防滴型押しボタンとする。

(3) 館内通信環境の整備

- ・館内通信環境の整備は新設にて行い、現在当施設で使用している電波帯は使用しないこと。
- ・通信設備は、電波測定を行い、送受信が館内の全てのエリアで可能かどうか調査したうえで、設置場所を選定すること。

(4) 携帯端末連動

- ・携帯端末にナースコールを着信できること。
- ・携帯端末の着信表示は「部屋番号表示」とし、通話可能なこと。
- ・通話状態になると、ナースコール親機や他の携帯端末の呼出音は停止すること。
- ・携帯端末にて内線の発着信が可能なこと。

(5) その他

- ・センサーマット等ほかの機器と連動が行え、ナースコール親機と携帯端末に着信し、「部屋番号表示」が可能なこと。
- ・既存の宿直室ナースコール通話機は設置しない。
- ・既存の居室入口上部に設置されている廊下灯及びグループ廊下灯との連動は必須要件としない。

4 その他

- (1) この工事は本仕様書に従い施工するが、仕様書に明記していない事項で工事の性質上当然必要なものは協議の上、その指示に従い施工すること。
- (2) 請負者は工事施工に当たり労働安全衛生法・建設業法等に定める工事に関する諸法令を遵守するとともに、工事の円滑な進捗を図るものとする。
- (3) この工事において使用する電気及び用水の支給方法は、施設担当者と別途協議する。
- (4) 請負者は工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、承諾を得ること。施工計画書には、工事概要・実施工程表・現場組織・緊急時連絡体制・工種別施工計画に関する書類を添付する。また、仕様書の工事記録写真及び建設副産物の計画に関する書類を作成した場合も本計画書に添付する。
- (5) 工事範囲の施工に伴い既存部分の仕上げと不整合が生じた場合には、極力既存に合わせた仕上げを行い最終完成時の姿に統一感をもたせたものとする。
- (6) 施工にあたっては、施設側と十分な協議と連絡調整を行うこと。
- (7) 工事は日中のみとし資材搬入ルートは限定する。また、騒音は極力抑え工事範囲は埃の散乱を防止し安全確保のため区画養生すること。

参考資料：現行のナースコール設備図面を添付